

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第6回） 議事概要

1 日 時 平成20年4月8日（火）14:00～16:45

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、内閣府、総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

前原金一内閣府官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会主査（審議協力者）

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
（2）データ・アーカイブの整備について
（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

前原金一内閣府官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会主査から、資料1に基づき、当該分科会での統計調査業務における民間事業者の活用に係る取組状況等に関する説明が行われた後、当該活用の実例に関する審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 民間事業者が業務を受託した場合、一般的には初回から採算に見合うというものではなく、様々なアイデアを出すことにより、受託回数を追うごとに徐々に経費の削減を図るものであり、1、2回実施してみて赤字が出たからといって拙速に判断しないでほしい。また、今の市場調査等の業界を前提とした場合、現状では受け皿がないことは事実であるが、今後、民間事業者の参入を促すような方策が必要。
- ・ 国直轄の郵送調査については、民間事業者の活用を積極的に実施していくべきものと考えられるが、越前市の例のような調査員調査については、当該活用の導入に関し十分検討する必要がある。
- ・ 民間事業者の活用の推進に当たっては、一括した全面的な委託という方法だけにこだわるのではなく、統計調査関係業務における部分委託の拡大という方法も考える必要があるのではない。
- ・ 就業構造基本調査における越前市の事例においては、受託事業者の本社が東京にあり社員の出張旅費等が多額にのぼったことが赤字の大きな原因とされているが、昨年、川崎市で行った住宅・土地統計調査の試験調査の民間委託の結果をみると、例え首都圏で民間委託を実施した場合であって

も、コスト的には厳しいものがあり、現行の法定受託事務については、まだ民間事業者が受託できる環境には至っていない。自治体としても、入札の不落による統計調査の欠落等を考えると、慎重にならざるを得ない。

事務局から、資料2、3に基づき、統計調査の民間委託に係るガイドラインにおける民間委託の推進対象業務及び各省からの報告により取りまとめた指定統計調査における民間事業者の活用状況に関する説明が行われた。

総務省統計局から、資料4に基づき、所管統計調査における民間事業者の活用の実例に関する説明が行われた。

経済産業省から、資料5に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究の結果等を踏まえた民間事業者の実態に関する説明が行われた。

上記 ~ の説明を踏まえ、民間事業者の活用の在り方について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《国直轄の郵送調査について》

- ・ 国直轄の郵送調査については、システム化の工夫によって民間事業者を活用することが可能であるが、調査員調査については、どの部分について経験を重ねて改善を図ることが可能か検討すべき。
- ・ 国直轄の郵送調査である科学技術研究調査については、引き続き公共サービス改革法に則って民間事業者を活用することは概ね妥当であり、国直轄の郵送調査は、比較的民間事業者の活用に適しており、同法の対象とすることも視野に検討が必要。

《地方公共団体経由の調査員調査について》

- ・ 現行の統計調査は、研修等を含めた調査員制度の上に成り立っているものであり、当該制度は一朝一夕に構築できるものではないことから、調査員業務を軽々に民間事業者に開放することは難しいのではないかと。
- ・ 越前市の場合、調査員の一部を登録調査員にお願いして実査を行っており、民間事業者等からは、登録調査員の協力をどのようにして得るか等が課題であるという意見が出ている。
- ・ 民間事業者の活用にあたり、統計の人材育成の中で、登録調査員に蓄積されたノウハウをどう活用していくべきかの道筋をつけるべき。
- ・ 質の高い登録調査員が高齢化している状況において、長期的な視点から市町村単位を中心としたコミュニティの中で再生・保持していくことも一つの選択肢として検討すべき。また、調査員調査として残すべき範囲はどこなのか整理した上で、将来的に調査方法を合理化する部分で民間事業者を活用することが適当ではないかと。
- ・ 登録調査員は、市区町村ごとに登録されており、高齢化が進んでいるところもあれば、調査員の紹介等によってバランスが取れているところもあり区々である。
- ・ 官民間問わず、ある情報を収集するためのプロセスは同様であり、問題はどのくらいのコストをかけることができるかではないかと。
- ・ 調査員調査を支える日本全体のシステムとして登録調査員制度が確立されていることに留意すべき。

- ・ 地方公共団体経由の調査員調査については、質の維持向上と効率化の観点も含めて本ワーキンググループで今後も引き続き議論することが必要。

《民間事業者の参入のための環境整備について》

- ・ 官が実施していたものを民に委ねる場合、品質を確保するためにコストをかけることになるが、経験を重ねることによってコストが下がることになるのかどうかを分析することが有用ではないか。
- ・ 民間事業者の活用にあたって、これまでに政府として蓄積してきた実査や審査のノウハウを如何にして民間事業者に伝えていくかを長期的な視点で考えることが必要。
- ・ 承認統計調査を含めれば、広い範囲で民間事業者の活用が行われているが、民間事業者の損益状況は必ずしもよく分からないことから、それぞれの民間事業者がどのような形で委託されるとやりやすいのかを把握すべき。

《官民競争入札等監理委員会との関係について》

- ・ 官民競争入札等監理委員会（統計調査分科会）における議論の役割と本ワーキンググループにおける議論の役割をどのように考えるべきか整理すべきであり、少なくとも本ワーキンググループにおいては、統計の立場から、どの部分については民間事業者の活用が可能かどうかのコンセンサスを得ておく必要がある。また、中長期的に統計の質を問われた場合の責任の所在についても考えておくべき。
- ・ 官民競争入札等監理委員会と統計委員会の役割分担については、公共サービス改革法の対象業務を踏まえた整理を行うことが必要。

（２）データ・アーカイブの整備について

事務局から、資料6に基づき、各府省での指定統計調査の調査票情報等の保存状況の調査結果に関する説明が行われた後、これを踏まえ、その在り方等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 昭和50年代以前の磁気媒体のデータが、資料6のとおり、必ずしも十分に保存されていないとすれば、早急に対処しないと将来のデータ・アーカイブの整備の上で大きな支障になる。
- ・ バックアップの保存先としては、外部業者に保存を委託している場合及び遠隔地のバックアップセンターに保存している場合があるが、いずれの場合もアーカイブを前提として保存していないため、データを常に読み出せる状態にはなっていない。常に読み出せる状態のものを整備するというのであれば、相当のリソースが必要となるため、どのような整備を行うか等の方針を整理する必要がある。
- ・ 二次的なデータベース上に共通の属性情報だけを付加してデータを利用できるような仕組みの設計部分については、それほど労力や予算はかからないのではないか。
- ・ 社会科学や人文科学の分野において、官庁統計のように系列的に取れているデータ群がアーカイブされることは大変重要なことであり、こうしたプロジェクトを発足させるためには、官と学の連携が必要ではないか。
- ・ データ・アーカイブを整備するとなると、相当の予算が必要となってくるので、統計委員会から総合科学技術会議に対し、統計データ・アーカイブの整備について取り上げてもらうよう要請すること

も視野に検討すべきではないか。

- ・ 現在の指定統計調査における調査票情報等の保存は、必ずしも望ましい状況ではないことから、政府全体としての統一的な保存の基準やガイドラインを策定し、それを踏まえて各府省が取り組んでいくことが必要。
- ・ データが劣化して使用できなくなるような定期的なアクセスモニタリングを行うことや、適切な保管場所にデータを保存することが必要である。また、データ・アーカイブの整備は官・学が連携して進めるべき問題。
- ・ プログラム言語が統計毎に異なっているのは問題であり、現在のものの統一を図った上で、過去のものも修正していくべき。

(3) その他

事務局から、資料7に基づき、これまでの審議状況を踏まえ、今後の進め方について一部変更したい旨の提案が行われ、了承された。

次回の第4ワーキンググループ会合は、4月22日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>